



病院理念

『より質の高い 心あたたまる医療の実現』

基本方針

1. 患者様の人権を尊重し、十分な説明と同意のもとに安全で良質な医療をめざします。
2. 地域の基幹病院として医療機関との連携を促進し、地域医療の向上に努め、地域住民の健康維持に貢献します。
3. 救急医療と小児医療及び周産期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供します。
4. 自治体病院として公共性を保ち、効率的な病院経営に努めます。
5. 職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励み、チーム医療を推進します。
6. 働きがいのある職場として環境を整備し、明るい病院づくりをめざします。

院内広報誌『ふれあい』

患者様ならびにご家族の方々に病院をよく知っていただき職員と患者様の交流の場となる誌面をめざしています。

千歳市北光2丁目1番1号
市立千歳市民病院
編集長 大田 光仁
事務局 総務課総務係
0123-24-3000(内線 232)

「ことばの遅れ」



市立千歳市民病院小児科 小西祥平

【はじめに】

皆さんはお子さんのことばの発達に関して、『他の同年齢の子に比べて遅い』と感じたことはないでしょうか。ただ単に『男の子だから』、『お兄ちゃんも遅かったから』とっていないでしょうか。また、ことばの遅れは気にならないけれど、『幼稚園や保育園で集団行動がとれない』、『言うことを聞いてくれない』などちょっと気になることはないでしょうか。そのような子のなかには、何か原因があって言葉の発達が遅れている可能性があります。

【ことばの発達】

ことばの発達は、大きくわけて『言語理解の発達』と『発語の発達』に分けることができます。（遠城寺・乳幼児分析的発達検査表より）

『言語理解の発達』

- ・6～7 ヶ月 : 親の話し方で感情を聞き分けることができるようになる。
- ・1 歳頃 : 『バイバイ』の言葉に反応し、『おいで』や『ちょうだい』などの要求を理解するようになる。
- ・1 歳 6 ヶ月 : 絵本を読んでもらいたがるようになり、簡単な命令（ボール持ってきてなど）が実行できるようになる。
- ・2 歳 : 体の各部分（目、口、耳、手、足）の名称を理解し、指で示すことができるようになります。『もう少し』、『もうひとつ』などの理解が可能となる。
- ・3 歳 : 大きい・小さい、長い・短いなどの概念、色（赤、青、黄、緑）の区別ができるようになる。
- ・4 歳頃 : 数（3 くらいまで）の概念がわかり、用途によるものの指示が可能となり言語機能の基本的な土台が獲得される。

『発語の発達』

- ・6～7 ヶ月 : 人に向かって声をだすようになり、『マ』、『バ』、『パ』、『ダ』などの音声がでるようになる。
- ・10 ヶ月頃 : さかんにおしゃべりをするようになる（喃語）。
- ・1 歳過ぎ : 意味のある言葉を 1～2 語（ママ、パパ、ブーブーなど）言うようになる。
- ・1 歳 6 ヶ月 : 絵本をみて 1 つの物の名前をいうことができるようになる。
- ・2 歳頃 : 『わんわんきた』などの 2 語文を話すようになる。
- ・3 歳 : 自分の名前や年齢をいうことができるようになります。また 3 歳をすぎると同年齢のこどもと会話をすることができるようになる。

* 1 歳 6 ヶ月、3 歳時には乳児健診で言葉の発達を評価します。

各月齢でみられる発達がみられないからといって、すぐにことばの発達が遅れているということにはなりません。同月齢の発達よりかなり遅れている、あるいは途中からことばの発達の伸びが悪くなったという場合には何か原因がある可能性があります。

【ことばの遅れの原因】

・**難聴**：最近では多くの病院で出生時に先天性難聴のスクリーニングのために聴力検査を行っていますが、たとえその時に聴力障害を指摘されなかったとしても、後天性（進行性）の難聴を否定することはできません。また中耳炎やその他の耳鼻咽喉科疾患によって聞き取りが悪くなり、ことばの遅れに原因となります。

そのため月齢にあった音や声に対する反応を確認して、反応がなければ聴力検査を行う必要があります。

『聴力の発達』

3～4 ヶ月：音がする方を向く。大きな音で目を覚ます。

6 ヶ月：音がする方を向く。音がでるおもちゃを好む。

9 ヶ月：名前を呼ぶと振り向く。『ダメ』などの声に、手を引っ込める・泣き出す。

12 ヶ月：『バイバイ』の声に反応する。単語の一部をまねして言う。

1歳6 ヶ月：簡単ないいつけがわかる。絵本をみて知っているものの名前をいう。

・**知的障害（精神遅滞）**：ことば以外の発達も遅れていることが多いです。運動発達面で粗大運動（寝返り、はいはい、歩行など）に遅れはないけれども手指の運動に遅れがみられていたり、日常生活の習慣や対人関係の発達に遅れがみられることがあります。

・**自閉症・広汎性発達障害**：ことばの遅れ以外に、対人反応・対人行動の問題（目をあわせない）や表情・感情表出の問題（笑わない、表情が乏しい）、対物行動の問題（特定のものに異常に興味をもつ）がみられます。生後4 ヶ月ころから症状がみられることもあり、3歳くらいまでには症状がはっきりすることが多いです。

・**環境性言語遅滞**：親よりの働きかけが少ない環境で育った場合にも、ことばが遅れることがあります。また2歳未満の子どもに長時間テレビやビデオをみせることが、ことばの遅れと関連しているとの報告もあります。

・**発達性言語遅滞**：言語発達のみが特異的に遅れ、全般的な知的能力に問題はありませんが、対人関係の苦手さ、多動、不注意など情緒や行動の問題を持っていることが多いです。運動型（表出性）言語遅滞と感覚型（受容性）言語遅滞にわけられ、前者の場合、言語理解はおおむね良好ですが、後者の場合、言語理解にも遅れがみられます。

・**単純性（特発性）言語遅滞**：音や呼びかけへの反応は良好で、表情は豊かで共感性もあります。言語理解は良好で、発語以外に問題はありません。3歳前後で急速に発達し、幼児期には言語の問題はなくなります。いわゆる、『男の子だから』や『お兄ちゃんもそうだったから』はここに分類されます。

【診断のための検査】

・難聴が疑われる場合には、聴力検査を行います。乳幼児では ABR（聴性脳幹反応）検査によって聴力の評価を行うことができます。

聴力検査によってどのくらいの音が聞こえているかを判定します。

難聴程度分類	聴力レベル (dB*)	日常の聴こえ
正常	～30	小さな声でも聞きとれる
軽度難聴	30～39	小さな声がやっと聞こえる
中等度難聴	40～69	普通の声がやっと聞こえる
高度難聴	70～89	大きな声がやっと聞こえる
重度難聴・聾	90～	耳元で大声で話しても理解できない

*dB：デシベル

中等度以上の難聴の場合、補聴器が必要になることがあります。

- ・音の伝わり方に構造上の問題や中耳炎がないか調べるために中耳・内耳の CT 検査を行います。
- ・ことばの発達以外にも発達の遅れがある場合には、脳に異常がないか頭部の MRI 検査や脳波検査を行います。また、発達・知能検査を行うことがあります。

【ことばが遅い子どもの支援】

ことばの遅れは、自然経過やちょっとした働きかけで伸びてくることはありますが、原因によっては治療や療育が必要になる場合もあります。ことばの遅れが気になるようでしたら、小児科（聴力が気になるようでしたら耳鼻科）あるいは市のこども発達相談室にご相談ください。

参考本

1. ハイリスク児のフォローアップマニュアル. メジカルビュー社
2. 発達障害のある子へのことば・コミュニケーション指導の実際 診断と治療社
3. 乳幼児の発達障害 診療マニュアル 医学書院





新生児聴覚スクリーニング検査



当院では、2014年4月より、新生児の耳の聴こえを調べる機械を一新し、より多くの新生児に対して検査を行えるよう体制を整えています。

どのような検査？

当院で行っている聴力検査は、自動聴性脳幹反応（ABR）という方法です。赤ちゃんの耳にイヤホンを装着し、ソフトなクリック音を聞かせます。音に反応して生じる脳波を測定し、正常な波形を描いているかどうかチェックします。赤ちゃんが眠っている間に、短時間で検査が終了します。痛みもなく、薬も使わないのでとても安全な検査です。

生まれたばかりの赤ちゃんに、聴力検査が
必要なのはなぜ？



* 言葉の発達には聴力が重要です

言葉を習得し知識を発達させるためには、聴力がとても重要です。音の刺激を繰り返し受けることによって、脳が学習・発達し、言葉の意味を理解できるようになります。

聴力に障害があった場合、赤ちゃん自身が症状を訴えることがないので、2～3歳頃になって「言葉が遅い」ことから、初めて難聴に気づくことが少なくありません。

また、聴力は周囲の状況や危険を察知し、身を守るためにとても大切な能力です。

* 早期に治療・訓練を開始できます

聴覚に異常を持ったままにしておくと、言葉の発達やコミュニケーションに支障が出てきます。新生児聴力検査を受けることで、聴覚障害を早期に発見でき、適切な治療を受けることができます。生後3～4ヶ月までに聴覚の異常が発見され、6ヶ月までに治療・訓練を行うことで、言葉の発達を助けることができます。

* 検査料金について

検査料金は7,236円です。出産時に支給される出産育児一時金の中でほぼ納まりますが、出産時の状況によっては、自己負担の料金が発生します。

料金はお母さんの退院時に出産費の中で請求されます。

難病の患者様に対する医療などに関する 新たな法律について

平成27年1月1日から特定疾患医療給付事業に代わり、新たに難病の患者様に対する医療等に関する法律が開始される予定です。新しい法律制定にともなう主な変更点は以下のとおりです。

1. 対象疾患の拡大

現行制度における医療給付対象疾患は56疾患でしたが、新制度導入にともない約300疾患に拡大される予定です。対象となる疾患については、新制度成立後に選定されます。

2. 認定基準の変更

すべての疾患について、疾患の特性に応じた重症度分類が導入される予定であり、重症度分類で一定程度以上の方が助成対象となります。

3. 一部自己負担限度額が変わります

現行制度では、生計中心者の所得に応じて自己負担限度額を認定しておりましたが、新制度では世帯の所得に応じて認定されます。

新しい法律の開始にともない、現行の特定疾患医療給付事業に特定疾患医療受給者証をお持ちの方の更新手続きが変更となります。今後の手続きの詳細については、平成26年9月以降にお知らせ可能となる見込みですが、更新申請の手続きについては、お住まいの住所地を担当する保健所へお尋ねください。

新しい法律の開始にともない、現在、お手持ちの特定疾患受給者証の有効期限が平成26年9月30日から平成26年12月31日まで延長となります。なお、スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、重症多形滲出性紅斑（急性期）の特定疾患医療受給者証をお持ちの方は有効期限延長の対象となりませんので従来通り更新手続きが必要となりますのでご注意ください。

また、平成27年1月1日以降の制度については、平成26年10月以降に更新手続きが必要となりますが、その際には平成26年4月以降に受診してご準備された臨床調査個人票及び住民票はそのまま利用可能となります。

今後、新しい難病患者様に対する医療費助成制度に関する法律が確定されましたら、本紙面にてご連絡させていただきます。

市民健康講座予定表

9月27日	麻酔科 塚窪診療科長	ペインクリニックの紹介 — 肩こいの緩和 —
10月18日	循環器科 小岩医長	心疾患について
11月15日	泌尿器科 能中診療科長	失禁について

* 詳細については千歳市広報、院内ポスターにてご確認ください。



編集後記

今年の中秋の名月は9月8日だそうです。毎日忙しく過ごしていますが、その日ばかりは立ち止まりゆっくり空でも眺めたいものです。

3階東病棟 佐藤

患者様の権利と責任

当院では、患者様の人権を尊重し、患者様と医療従事者が信頼と協力のもと、より質の高い心あたたまる医療を実現するため、『患者様の権利と責任』を定めています。

1 医療を受ける権利

どなたでも公平に、安全で適切な医療を継続して受けることができます。

2 知る権利

ご自分の病状や検査、治療について、理解し納得できるまで十分な説明を受けることができます。また、ご自分の診療録(カルテ)の開示を求めることができます。

3 自分で決定する権利

十分な情報提供を受けたうえで、ご自分の意思により検査や治療に対する同意や選択、拒否を決定することができます。

また、他院の医師の意見(セカンド・オピニオン)を求めることができます。

4 プライバシーの権利

診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的なプライバシーが保護されます。

5 参加と協力の責任

これらの権利を守るため、患者様には医療従事者とともに医療に参加し、協力することが求められます。

- ① 現在の病状や過去の治療歴について、できるだけ正確に教えてください。
- ② 検査や治療は、必要性和安全性を十分理解したうえで受けてください。
- ③ 他の患者様の権利を尊重し、職員の業務に支障をきたさないよう、病院内のルール・マナーを守ってください。
- ④ 医療費の請求を受けた時は、速やかにお支払いください。
- ⑤ 臨床研究や医療従事者の教育にご理解のうえ、ご協力をお願いします。

平成 22 年 4 月 1 日
市立千歳市民病院 院長

『患者様の権利と責任』について、何かご意見がありましたら承りますので、ご遠慮なく医師、看護師、その他の職員もしくは【患者様相談窓口：1階医事カウンター①番窓口】までお知らせください。
患者様からいただきましたご意見を尊重し、日常の診療の改善に役立てたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。